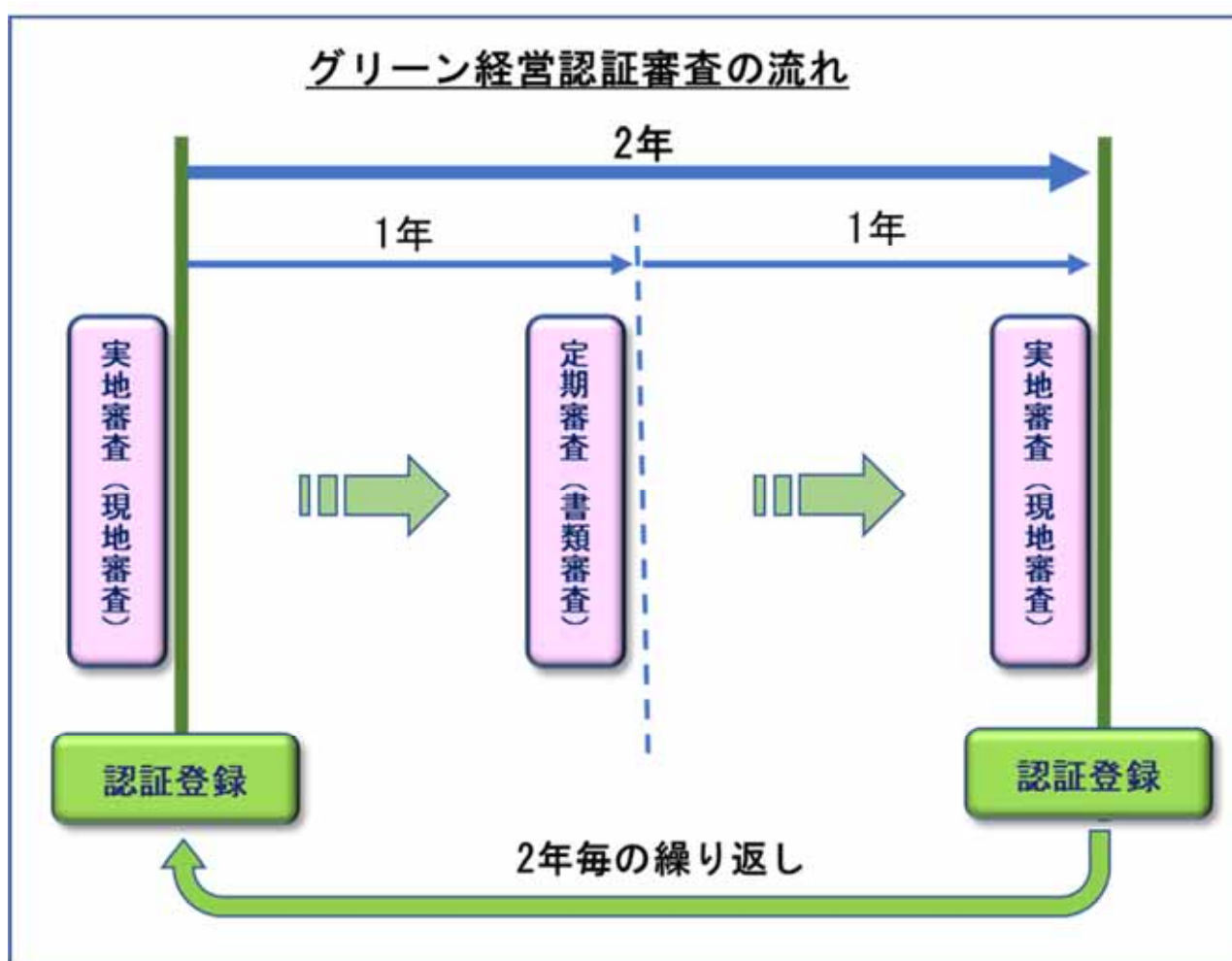


第6章 審査申請関連

1. グリーン経営認証取得の手引き

この手引きは、認証取得に関連して、申請手続き、認証登録の単位、審査、登録、苦情処理など各種の事柄に関する規定です。

認証申請の際には、この手引きをお読みいただき、内容について、ご理解ご了承の上申請を行ってください。



1. 審査と登録の手順

1.1 申請書の入手

審査を希望する事業者の方は、「グリーン経営認証審査申請書」（審査登録対象事業所一覧表を含む）と「申請用チェックリスト記入用紙」（以下「チェックリスト」）をエコモ財団のホームページから入手（ダウンロード）してください。郵送による入手をご希望の場合にはエコモ財団・グリーン経営業務室へご連絡ください。

1.2 審査申請書及びチェックリストの提出

「グリーン経営認証審査申請書」（審査登録対象事業所一覧表を含む）に所定の事項を記入し、必ず下段に承諾印を捺印して、「チェックリスト」と共に郵送にてエコモ財団・グリーン経営業務室に提出してください。

エコモ財団は、チェックリストの内容が認証基準を満たしていることを確認のうえ、申請を受け付けます。

1.3 認証登録の単位と申請方法

1.3.1 倉庫業

倉庫業の認証登録の単位は、倉庫業法に基づき登録された倉庫（これに付帯するものとして認証申請された付帯施設を含む）を運営している事業所（一部の倉庫の場合でも可：但し、認証登録証には倉庫名称（付帯施設がある場合には、その施設名称も含む）を明記し範囲を限定する）となります。

但し、登録された倉庫を直接運営していない本社の場合でも、本社が、認証基準のうち本社独自で出来る項目について取り組んでおり、且つ各事業所のデータを基にした管理（一部でも可）をしている場合には、倉庫を運営している事業所と一緒に申請であれば対象になります。

認証申請は1事業所毎の申請を基本としますが、複数事業所を同一のチェックリストでまとめて管理（取り組んでいる事業所が1か所でもあれば Yes と記入できます。ただし、表については事業所ごとに別々に作成しても可）している場合も、審査申請書に別紙1「審査登録対象事業所一覧表」を添付し、一括して申請することができます。

認証登録の対象となる倉庫事業者は、下記の項目が確実に実施されている場合には、構内作業会社を連名で認証登録することができます。

- 1) 倉庫事業者は構内作業会社への業務委託部分を含め、チェック項目の実施、管理について責任を持つ。
- 2) 倉庫事業者は構内作業会社と業務委託の契約等を結び、構内作業会社がグリーン経営の取組を確実に実施することを明確にしている。

連名の認証登録を希望する場合には、審査申請書に別紙2「認証登録連名事業者一覧表」を添付してください。

1.3.2 港湾運送事業

港湾運送事業の認証登録の単位は、港湾運送事業法に基づき各指定港湾ごとに事業免許又は事業許可を受けている事業所、及び事業の届け出をしている事業所（一部の港湾施設

の場合でも可：但し、認証登録証には港湾施設名称を明記し範囲を限定する）となります。

但し、事業免許又は事業許可を受けていない本社、及び事業の届け出をしていない本社の場合でも、本社が、認証基準のうち本社独自で出来る項目について取り組んでおり、且つ各事業所のデータを基にした管理（一部でも可）をしている場合には、事業免許又は事業許可を受けている事業所、及び届け出をしている事業所と一緒に申請であれば対象になります。

認証申請は1事業所毎の申請を基本としますが、複数事業所を同一のチェックリストでまとめて管理（取り組んでいる事業所が一か所でもあれば Yes と記入できます。ただし、表については事業所ごとに別々に作成しても可）している場合も、審査申請書に別紙1「審査登録対象事業所一覧表」を添付し、一括して申請することができます。

認証登録の対象となる元請の事業者によりチェックリスト項目についての取組みが一元的にされており、元請事業者、下請事業者それぞれが独自に分離して出来ない場合（コンテナターミナル等）に限り、下記の項目が確実に実施されていることを条件として、元請事業者は下請事業者を連名で認証登録することができます。

- 1) 元請事業者は下請事業者への業務委託部分を含め、チェック項目の実施、管理について責任を持つ。
- 2) 元請事業者は下請事業者と業務委託の契約等を結び、下請事業者がグリーン経営の取組を確実に実施することを明確にしている。

連名の認証登録を希望する場合には、審査申請書に別紙2「認証登録連名事業者一覧表」を添付してください。

1.3.3 倉庫業及び港湾運送事業の両事業一括申請

一つの事業所で、倉庫業及び港湾運送事業を同時に運営（兼業）しており、かつ、グリーン経営に関する管理や取組を一本化して行っている場合、その事業所に関して、それぞれの事業に関する認証登録申請を一括して行うことができます。（申請書、チェックリスト及び表は両事業共通で一通提出）

1.3.4 複数事業所一括申請の場合の両事業一括申請

一つ以上の事業所で両事業を運営（兼業）していれば、他の全ての事業所は倉庫業のみを行っている場合又は港湾運送事業のみを行っている場合でも両事業一括申請は可能となります。なお、両事業兼業事業所、倉庫業事業所、港湾運送事業の事業所が混在した複数事業所一括申請はできません。

1.4 審査方法

1.4.1 複数事業所の一括申請における審査方法

審査登録対象事業所の半数以上の事業所を現地審査します。初日の審査では当該事業所の審査及び現地審査対象外の事業所について書類の抜き取り審査を行います。従って、現地審査対象外の事業所の環境保全管理責任者にも同席して頂きます。

その他の現地審査は各事業所での実施状況を審査します。

1.4.2 倉庫業及び港湾運送事業の一括申請における審査方法

両事業を同時に運営（兼業）する事業所については、両事業に関する審査を同時に一回で行います。

1.5 審査日、担当審査員及び認証費用見積書の連絡

エコモ財団より、審査日と担当する審査員および認証費用の見積書を書面でお知らせします。審査日が近づきましたら、現地事業所への交通手段や訪問時間、審査スケジュール等についての調整のため、別途担当審査員から連絡させていただきます。

なお、担当審査員の忌避は、正当な理由による申し出がある場合に限り認められます。エコモ財団は理由を正当と認めた場合、審査員の交代を行います。

1.6 登録審査（実地審査）

審査当日に審査員が事業所を訪問し、以下の手順で審査を行います。

- 1) 審査前会議で、審査の進め方の説明と時間割を打ち合わせします。
- 2) 実地審査を行います。
- 3) 不適合事項(認証基準を満たしていない事項)があった場合、責任者に内容を確認します。
- 4) 審査終了後に、審査員は「審査報告書」を作成します。
- 5) 審査後会議で、審査結果、不適合事項等について責任者に報告します。
- 6) 不適合事項については、「不適合報告書兼是正処置報告書」をお渡しします（1.7 参照）。
- 7) 「実地審査報告書」には責任者が署名してください。この報告書は審査員がエコモ財団に提出します。

1.7 是正処置報告書の提出

不適合事項があった場合は、是正処置の内容を「不適合報告書兼是正処置報告書」の右側に記入して、責任者が確認のうえ、担当審査員に提出してください。この際、必要に応じて是正処置を確認できる資料を添付して下さい。提出期限は、審査日から起算して 60 日以内です。

「不適合報告書兼是正処置報告書」の内容が、認証基準を満たさない(是正処置が不十分である)場合は、その旨をご連絡します。

その場合、「不適合報告書兼是正処置報告書」を再提出していただきますが、再提出の場合であっても、提出期限は審査日から起算して 60 日以内とします。

1.8 審査結果の判定

エコモ財団は、審査員が作成した「審査報告書」に基づき審査結果の判定を行います。認証基準をすべて満たしているとエコモ財団が判断した場合に、登録可と判定されます。

不適合事項があった場合は、1.7 の「不適合報告書兼是正処置報告書」を担当審査員の確認を得て、処置が適切とエコモ財団が判断した後、登録可と判定されます。

前項で再提出された「不適合報告書兼是正処置報告書」で、是正処置が不十分と判断された場合は、登録はできません。

1.9 判定結果及び認証費用請求書の連絡

エコモ財団の判定結果及び認証費用の請求書を送付いたします。判定結果が合格の場合は、審査料金と登録料金をご請求いたします。不合格の場合には、審査料金のみご請求いたします。なお事業者の事情により審査が開始後 2 時間未満で中断された場合には審査料金 5 万円

を、2 時間以上を過ぎてから中断された場合には 8 万 5 千円を、規定の交通費及び宿泊料と共にご請求いたします。

認証登録は、認証登録証発行日の前々日までにお振り込みいただいたものを登録致します。なお、認証登録証発行日は原則として15日、月末（発行日が土曜日・日曜日、休日の場合にはその前の日）となっております。ただし、年末年始、盆休み等の期間には、発行日が変更になる場合があります。

1.10 登録証の発行

登録が決定された事業者には「グリーン経営認証登録証」を発行します。

1.11 登録証の交付

登録証は登録対象事業所ごとに交付します。倉庫業及び港湾運送事業の一括申請の場合はそれぞれの事業について交付します。（申請書に記載された連絡先へまとめて発送）

なお、新規登録時のみ登録証に加え、次のものを添付します。

- 1) グリーン経営ロゴマークのサンプル
- 2) 登録証、ロゴマーク取扱い要領

1.12 登録の公表

登録が決定された事業者は「グリーン経営認証登録された環境にやさしい運輸事業者一覧」に掲載し、登録日にエコモ財団のホームページ上で公表されます。公表の内容は、次の通りです。

- 1) 事業者名、所在地
- 2) 登録番号、登録年月日、有効期限

2. 登録の維持

2.1 登録の有効期間

登録の有効期間は最初の登録日から2年間とし、2年毎に更新審査（実地審査）が行われます。

2.2 登録維持の条件

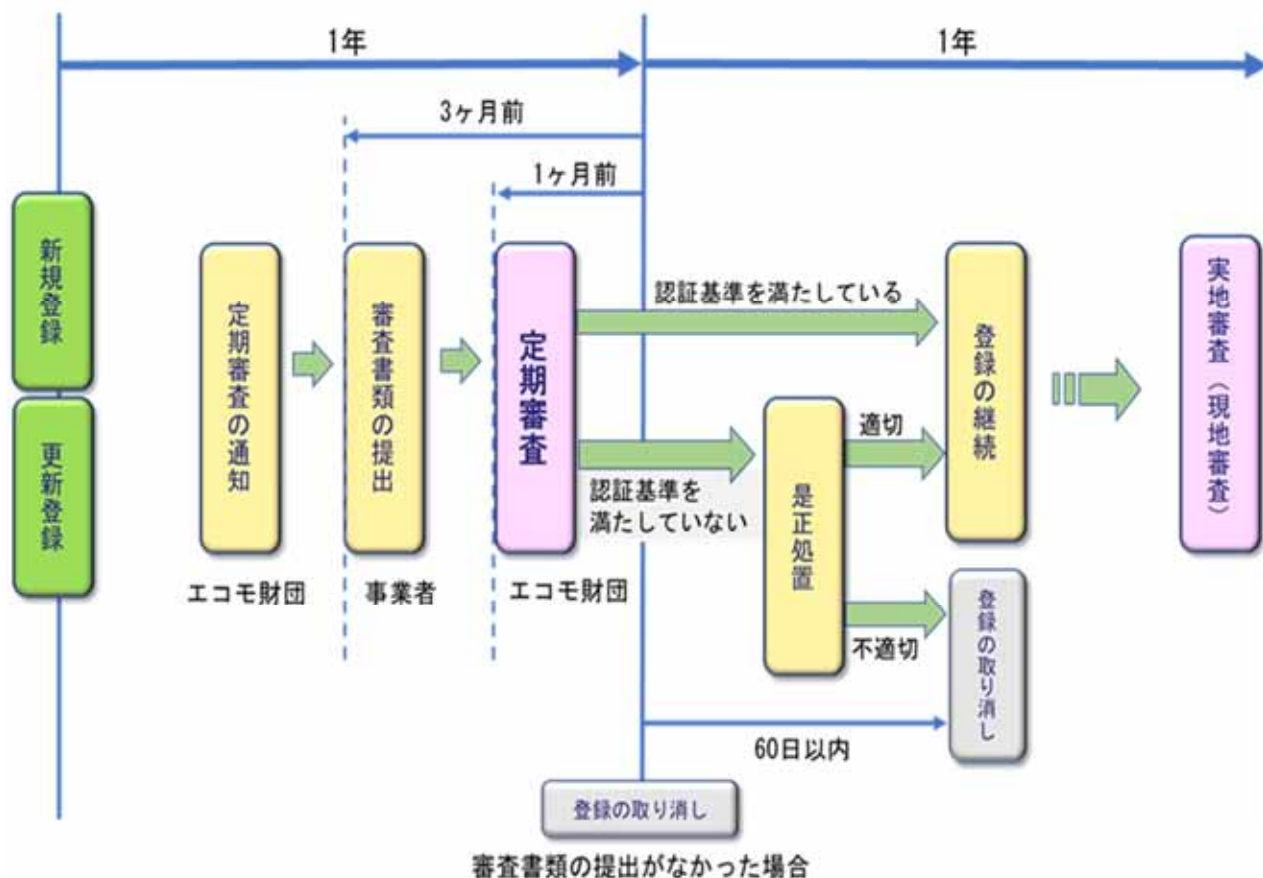
登録を維持するための条件は、次の通りです。

- 1) 年1回、定期審査（書類審査）を受けること（2.3 参照）。
- 2) 登録証及びロゴマークの使用条件を遵守すること。
- 3) グリーン経営認証制度の変更に對し、更新審査（実地審査）で対応すること。
- 4) 「不適合報告書兼是正処置報告書」を提出した場合、是正処置を確実に実行すること。

2.3 定期審査

登録された事業者は、新規登録日または更新登録日から 1 年目に定期審査（「チェックリスト」等の提出による書類審査）を受けていただきます。

定期審査の流れ



- 1) エコモ財団から、登録後1年満了日の3ヶ月前までに申請されている連絡先に通知しますので、以下の書類をエコモ財団のホームページから入手（ダウンロード）してください。
 - ① 定期審査申請書（グリーン経営定期審査申請書）
 - ② 定期審査登録対象事業所一覧表（グリーン経営定期審査申請書）
 - ③ 定期審査用チェックリスト（申請用チェックリスト記入用紙）
- 2) 「定期審査申請書」と「定期審査用チェックリスト記入用紙」を記載の上、原則として、登録後1年満了日の1ヶ月前までに郵送にてエコモ財団に提出してください（当日消印有効）。期限までに提出がなかった場合は、エコモ財団より登録継続の意思について、確認の連絡をします。登録継続を希望し、かつ正当な理由がある場合は、登録後1年満了日まで提出の延期を認めますが、登録後1年満了日までに提出がなかった場合は、登録が取消されます。
- 3) 提出された書類をエコモ財団が審査し、認証基準が満たされていれば、登録の継続と判定します。
- 4) 認証基準が満たされていない場合は次の通りとなります。
 - ① 認証基準が満たされていない場合は、エコモ財団より「不適合報告書兼是正処置報告書」を送付し、登録後1年満了日から最大60日間、登録継続の判定を保留します。

- ②エコモ財団より送付された「不適合報告書兼是正処置報告書」の内容に対して、適切な改善を実施していただきます。
- ③是正処置の内容を「不適合報告書兼是正処置報告書」に記入してエコモ財団に提出してください。この際、必要に応じて是正処置を確認できる資料を添付してください。
- ④保留期間内に「不適合報告書兼是正処置報告書」の提出があった場合は、エコモ財団がその内容を確認し、処置を適切と判断できれば登録の継続と判定されます。
「不適合報告書兼是正処置報告書」の内容が認証基準を満たさない（是正処置が不十分である）場合は、その旨をご連絡します。その場合、「不適合報告書兼是正処置報告書」を再提出していただきますが、再提出の場合であっても、提出期限は登録後1年満了日から起算して60日以内とします。
- ⑤ ④で是正内容が認証基準を満たすことができないとエコモ財団が判断した場合は登録が取消されます。

2.4 定期審査結果の通知

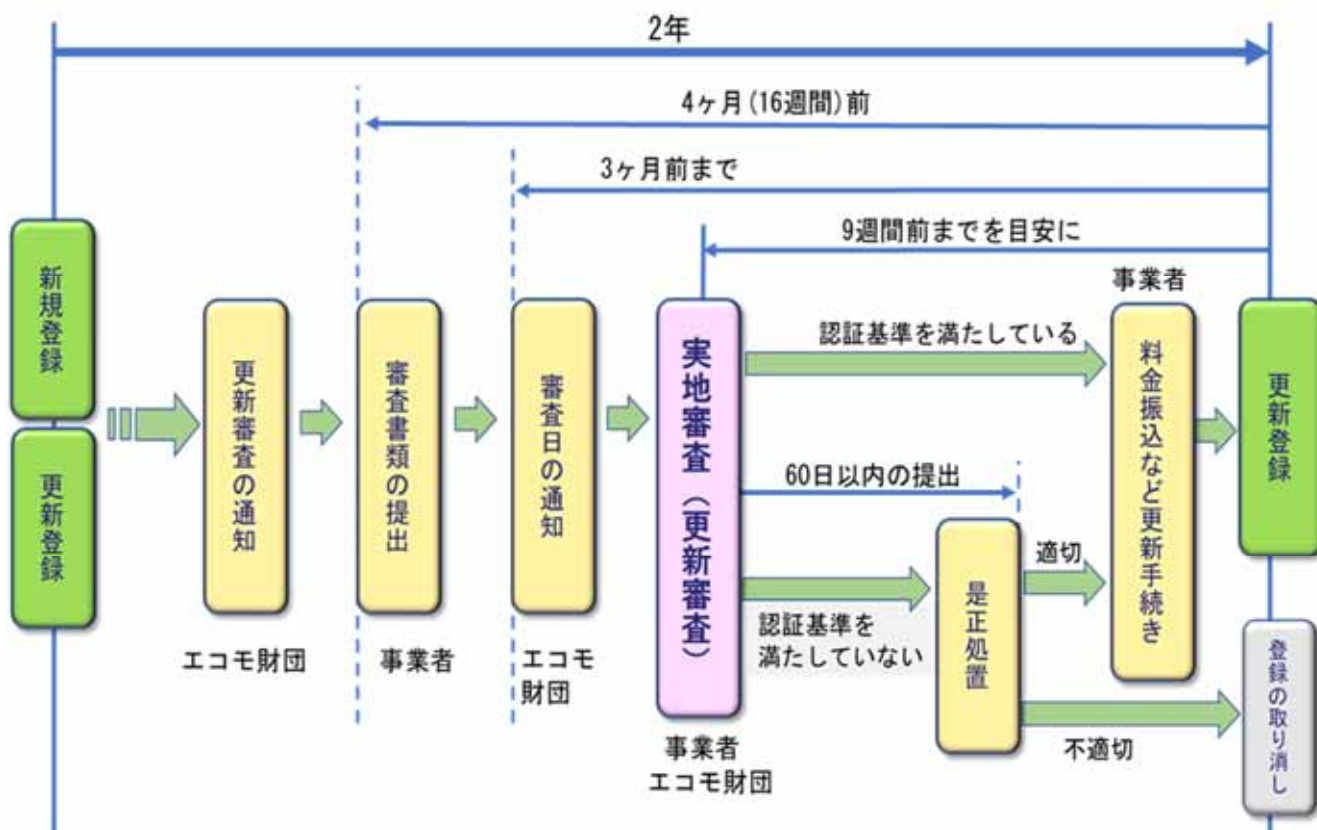
エコモ財団は、登録継続と判定された事業者に、その旨を書面でお知らせします。
また登録の取消しと判定された場合には、理由を付して書面でお知らせします。

2.5 更新審査

2年毎に行う更新審査は、次の手順で行われます。

- 1) エコモ財団から、更新審査の4ヶ月前までに、登録更新の意思の確認と、更新手続きを申請されている連絡先にお知らせします。
- 2) 更新審査の手順は、1項の審査登録の手順に準じて行います。

更新審査の流れ



3. 登録の一時停止及び取消し

3.1 登録の一時停止

エコモ財団は、次のいずれかに該当する理由があるときは、登録された事業者に対し一定期間、認証の効力を停止します。

- 1) 審査を受けたときの「チェックリスト」に記載されている事項に著しく違反している場合。
- 2) エコモ財団から是正処置の要求があり、その対策の取られる期間。

3.2 登録の取消し

エコモ財団は、次のいずれかに該当する理由があるときは、認証を取消することができます。

- 1) 前項 2) 項の是正処置が3ヶ月以上取られなかった場合。
- 2) 前項 2) 項の是正処置がとられたにもかかわらず同じ行為がなされた場合。
- 3) 審査訪問が拒まれ、妨げられまたは正当な理由なく忌避された場合。
- 4) 定期審査で、エコモ財団が登録の取消しと判定した場合。
- 5) 更新審査で、エコモ財団が不登録と判定した場合。
- 6) 支払不履行の場合。
- 7) 事業者から「登録取りやめ・事業所廃止届」により申し出があった場合。

3.3 登録の一時停止および取消しの処置

エコモ財団は、3.1 登録の一時停止、3.2 登録の取消しをした場合、事業者から登録証を回収し、「グリーン経営認証登録された環境にやさしい運輸事業者一覧」から抹消します。

なお、有効期間内の取消しの場合であっても、登録時にいただいた登録料金等の返還はいたしません。

4. 苦情および異議申立て

4.1 苦情

事業者は、登録、登録の一時停止、あるいは登録の取消し等に関して苦情がある場合、エコモ財団に申立てができます。エコモ財団は、苦情の内容を調査し、その措置を苦情申立て者に対し、書面で通知します。

4.2 異議申し立て

事業者は、苦情の回答を不服とする場合、回答書の通知から30日以内に、エコモ財団に対し、書面で異議申し立てをすることができます。エコモ財団は、異議申し立ての内容を調査し、「異議申し立て処理委員会」で検討し、その措置を書面で通知します。この通知をもって最終の措置とします。

2. 申請書

認証取得を希望される場合には、以下の所定の申請書類をエコモ財団へ提出してください。

次ページ以降に申請書類の記入例があります。記入時にはこれを参考にしてください。

■ 申請書類

- (1) 「グリーン経営認証審査申請書」
(「審査登録対象事業所一覧表」を含む)
(希望する場合には「認証登録連名事業者一覧表」を含む)
- (2) 「チェックリスト記入用紙」
(「表1～5」を含む)

■ 申請書類の入手方法

エコモ財団のグリーン経営ホームページから上記の書類を入手（ダウンロード）してください。

<https://www.green-m.jp/>

郵送による入手をご希望の場合にはエコモ財団（下記送付先）までご連絡ください。

(注) 書類には手書き用（PDF）のものとパソコンで作成用（エクセル）のものがあります。どちらでもご自由にお使いください。

■ 申請書類の送付先（郵送で）

〒102-0076

東京都千代田区五番町10番地 五番町KUビル3F

(公財) 交通エコロジー・モビリティ財団

グリーン経営業務室 審査グループ

(電話：03-3221-7636、 ファックス：03-3221-6674)

公益財団法人交通エコロロジー・モビリティ財団
〒102-0076 東京都千代田区五番町10番地 五番町KUビル3階
電話：03-3221-7636
E-mail: gm-info@ecomomo.or.jp
グリーン経営認証審査グループ 殿

記入例

「グリーン経営認証」審査申請書（新規取得用）

事業の種類 (該当する事業の種類にチェック)	倉庫業 ☐ 普通倉庫 ☐ 冷蔵倉庫 ☐ 港湾運送事業 ☒ 倉庫業及び港湾運送事業 (一括)	申込日	20XX 年 4 月 2 日
フリガナ	エコ・モノ・カゴ カブシキガイシャ	4	
会社名	エコ・モノ・倉庫株式会社	5	
フリガナ	エコモ イロモノ	6	
代表者氏名	代表取締役社長 エコモ 一郎	7	
資本金/全社員数	10,000 万円 全社員数 88 名	8	
フリガナ	エコモ 一郎	9	
申請者氏名	エコモ 太郎	10	
担当部署/役職	専務取締役	11	
連絡先住所	〒102-0076 東京都千代田区五番町10番地 五番町KUビル3階	12	
電話/ファックス	TEL: 03-3221-7636 FAX: 03-3221-6674	13	
Eメールアドレス※1	taro-ecomomo@ecomomo.or.jp	14	
ホームページURL	http://www.ecomomo.or.jp/	15	

※1 Eメールアドレスはパソコンをご利用の方のみで、携帯電話の場合は記入不要です。

審査登録対象事業所

対象事業所数※2	3	対象事業所の従業員数	計 55 名
チェックリスト作成者名※3 (フリガナ)	エコモ 次郎	10	
担当部署/役職	関東支店 東京第一営業所 所長	11	
電話/ファックス	TEL: 03-3221-7636 FAX: 03-3221-6674	12	

※2 複数事業所を一括申請するためには、同一のチェックリストで管理されている必要があります。
 ※3 「登録対象事業所一覧表」にすべての事業所の名称、住所及び審査訪問先、審査希望時期等を記載してください。
 ※4 内容について確認する場合がございますので、お答えいただける方を記入ください。

■個人情報収集にあたっての告知事項

- ご提供いただいた個人情報は、当財団の個人情報保護方針 (https://www.ecomomo.or.jp/support/privacy.html) に基づき管理いたします。
- 個人情報は、グリーン経営認証に関する事務手続きおよび認証取得後の情報提供にのみ使用します。
- 当財団は、グリーン経営認証取得に必要と認められる範囲で、一定の水準を確保した上で外部業者に委託することがあります。
- 個人情報を取得に際しては、関係者に同意を求めさせていただきます。

公益財団法人交通エコロロジー・モビリティ財団 総務部
TEL: 03-3221-6674 FAX: 03-3221-6674 E-mail: ecoinfo@ecomomo.or.jp

弊社は、グリーン経営審査登録の申請にあたり、「グリーン経営認証取得の手引き」に記載された事項を遵守することを承諾いたします。

組織名 エコモモノ倉庫株式会社 20XX 年 4 月 1 日
代表者名 代表取締役社長 エコモ 一郎 15 (印)

- 申請書は、原紙を左記の住所まで郵送してください。ファックスによる提出は受け付けておりません。
- 申請書の作成日をご記入ください。
- 該当する事業を選択してください。
 ・一つの事業所で倉庫業と港湾運送事業を兼任しており、グリーン経営の取組を一本化して行っている場合には、その事業所について倉庫および港湾運送の登録申請を一括して行うことができます。
 ・複数事業所一括申請で、A事業所は兼業、B事業所は倉庫 (または港運) の場合にも両事業一括申請できます。
 ・複数事業所一括申請で、A事業所は兼業、B事業所は倉庫、C事業所は港運の場合には、両事業一括申請はできません。
- 貴社の会社名をご記入ください。支店や事業所単位で申請される場合でも、支店名ではなく会社名をご記入ください。
- 会社の代表者名 (社長名) をご記入ください。支店等で申請される場合でも、代表者名をご記入ください。
- 支店等の単位で申請される場合でも、全社員数をご記入ください。 (正社員・正職員の数)
- 審査登録に関する諸連絡をさせていただく担当者の氏名、担当部署/役職、連絡先、パソコンのメールアドレスをご記入ください。 (責任者の方でなくても結構です)
- ご記入いただいた場合、ホームページの「登録事業所一覧」よりリンクさせていただきます。
- 審査登録を希望される事業所の数をご記入ください。1ヶ所の場合でも必ずご記入ください。
- 審査登録を希望される事業所の従業員数をご記入ください。
 ※非正規雇用の方など雇用形態に関わらず業務に従事している人の数です。
- 実際にチェックし作成された方の氏名、担当部署/役職、連絡先をご記入ください。内容についてのお問合せをする場合があります。
- 会社の代表者がグリーン経営認証の内容を了解し、認証基準を遵守することを最終的に決定・承認した日付をご記入ください。
- 会社名をご記入ください。支店等の単位でご申請いただく場合は、支店名や事業所名でも結構です。
- 支店等の単位でご申請いただく場合は、支店長名や事業所長名でも結構です。
- 社印でも代表者の個人印でも結構です。

申請書類の記入例
(記入上の注意事項)

審査登録対象事業所一覧表

会社名：エコ・モビ倉庫株式会社

記入例

(別紙1)

登録対象事業 (該当にチェック)	倉庫種類 (倉庫業は該当にチェック)	事業所名称 (例：〇〇支店□□営業所) 郵便番号・所在地	施設名 (限定の場合のみ) (例：××号倉庫) (例：××号上屋)	審査 訪問先	審査希望時期(年/月/日) 第一希望 第二希望 第三希望
1	倉庫 港運 両事業	関東支店 東京第一営業所 〒102-0076 東京都千代田区五番町10番地	4 (倉庫)東京1、2、3号 (港運)中央コンテナ	◎	20XX 年 20XX 年 20XX 年 5 / 20 5 / 21 5 / 27
2	倉庫 港運 両事業	関東支店 浦安営業所 〒279-0013 千葉県浦安市浦安町〇丁目〇番地〇号	5		年 年 年 / / /
3	倉庫 港運 両事業	関東支店 市川営業所 〒272-0000 千葉県市川市中央町〇丁目〇番地〇号		○	20XX 年 20XX 年 20XX 年 5 / 21 5 / 26 5 / 28
4	倉庫 港運 両事業			6	年 年 年 / / /
5	倉庫 港運 両事業				年 年 年 / / /
6	倉庫 港運 両事業				年 年 年 / / /
7	倉庫 港運 両事業	※▽▽営業所と△△営業所は、30分以内で移動が可能のため 同日審査を希望します。	8		年 年 年 / / /
8	倉庫 港運 両事業				年 年 年 / / /

- (登録対象施設を限定する場合) 審査登録対象事業所において管理している複数の倉庫又は上屋等のみを登録対象とする場合には、施設名欄に「例：〇〇支店□□営業所××号倉庫」が登録される範囲となり、登録登録証に記載されます。登録対象とする倉庫に付帯施設が含まれる場合には、倉庫名称に付記して下さい。(例：××号倉庫及び△△配送センター)
- (施設限定の無い場合) 審査登録対象事業所において管理されている全ての倉庫又は上屋が登録対象の場合には、施設名欄に記入する必要はありません。この場合、事業所全体が登録登録証に記載された名称が登録登録証に記載されます。登録対象とする事業所に付帯施設が含まれる場合には、事業所名称に付記して下さい。(例：〇〇支店□□営業所及び△△配送センター)
- (複数事業所一括登録申請の場合) 審査登録対象事業所の半数以上の事業所を現地審査しますので、ご希望の事業所の審査訪問先欄に○印を付けて下さい。(審査登録対象事業所数が奇数の場合は切り上げます。例：5事業所→3事業所) また、初日の審査では当該事業所の審査及び現地審査対象外の事業所についての書類の抜き取り審査を行いますので、現地審査対象外の事業所の環境保全管理責任者にも同席して頂きます。○印を付けた事業所の中から、最初に審査する事業所に◎印を付けて下さい。その他の現地審査は各事業所での実施状況を審査します。
- 2年後の更新審査では、今回現地審査を実施していない事業所は必ず現地審査の対象となります。
- (倉庫業及び港湾運送事業の一括申請) 原則は事業ごとに申請をしていただきますが、一つの事業所で倉庫業と港湾運送事業を兼業しており、グリーン経営の取組を事業所として一本化して行っている場合は両事業一括申請が可能です。なお、複数事業所一括申請の場合で、一つ以上の事業所で両事業を兼業していれば、他の全ての事業所は、倉庫業のみを行っている場合、又は港湾運送事業のみを行っている場合でも、両事業一括申請は可能となります。

1

認証申請できるのは、以下に該当する事業所です。

- ◆ 倉庫業法に基づき登録された倉庫を運営している事業所
- ◆ 港湾運送事業法に基づき各指定港湾ごとに事業免許または事業許可を受けている事業所および事業の出をしている事業所

2

登録を希望する事業を選択してください。

3

倉庫業または両事業で登録する場合には、該当する倉庫種類を選択してください。

4

会社名、事業所（営業所）名称、所在地、限定する場合施設名は、そのまま「認証登録証」に明記されますので正確にご記入ください。

<注意>

倉庫など施設が事業所住所とは別の場所にある場合は、倉庫の住所ではなく、事業所の住所を記入してください。

5

倉庫、上屋など施設を限定する場合は、施設名を記入してください。
事業所全体で取り組むため、倉庫等の施設を限定しない場合は記入不要です。

6

- ◆ **複数事業所**の登録を希望される場合には、**半数以上**の事業所に訪問による審査（現地審査）を致します。
- ◆ **複数事業所**で現地審査を受ける場合には、一番最初に現地審査を受ける事業所に**◎印**をつけてください。
- ◆ 2番目以降に現地審査を希望する事業所には○印を記入してください。
- ◆ 現地審査を受けない事業所については、書類の抜き取りによる審査（書類審査）を行います。
- ◆ 書類審査の対象となる事業所の責任者は、◎印の事業所の審査への同席をお願いいたします。

7

申込日または申請書の提出日から**3週間後以降の希望日**（土日休日を除く）を第3希望まで記入してください。
特定したご希望日がない場合は、「△月上旬」や「いつでも可」等のようにご記入いただいても構いません。

8

事業所間の移動時間が30分以内の場合(最寄り駅間ではなくドア・ツー・ドアです)は、1日で2ヶ所の審査が可能です。
同日審査をご希望される場合は、このように記入してください。

※連名登録の必要がない場合は、この表の提出は不要です。

認証登録連名事業者一覧表

記入例

(別紙2)

申請事業所名称	連名事業者名 (必要ない場合は事業所名称も)	協力事業 (該当するものにチェック)	連名事業者住所
関東支店 東京第一営業所	臨海エコロジー港運株式会社	☐ 倉庫 ☐ 港運 ☐ 両事業	〒xx-xxxx 東京都千代田区 * * * * 丁目 * * 番地 * * 号
関東支店 市川営業所	市川興産株式会社	☐ 倉庫 ☐ 港運 ☐ 両事業	〒xx-xxxx 千葉県千葉市 * * * * 丁目 * * 番地 * * 号
1	「審査登録対象事業所一覧表」で認証申請している事業所の名称です。		
2	下記の項目が確実な場合、倉庫業では構内作業会社、港湾運送業では取組が一元的である元請・下請事業者を連名で認証登録することができます。 a. 認証申請事業者が連名事業者のチェック項目の実施・管理に責任が持てる。 b. 連名対象の事業者がグリーン経営の取組の確実な実施に実施することを明確にしている。		
3	連名登録対象事業者の住所を記入してください。		
		☐ 倉庫 ☐ 港運 ☐ 両事業	
		☐ 倉庫 ☐ 港運 ☐ 両事業	

(注) 構内作業会社又は下請の港湾運送事業者を連名で認証登録することを希望する場合のみ、ご記入の上、申請書に添付して下さい。



グリーン経営認証 新規審査申請用 (初めての審査)

記入例

チェックリスト記入用紙

(倉庫業・港湾運送事業用)

申請書、チェックリスト、表はステープラー（ホチキス）で留めないようにお願いします。
また、穴開け、ファイリング、両面印刷もしないでください。

記入上の注意（必ずお読みください）

- ❖ 『倉庫業・港湾運送事業におけるグリーン経営推進マニュアル』にあるチェックリストに基づいて、貴社（事業所）のグリーン経営に関する取組内容をチェックしてください。
 - ❖ 取り組んでいる項目には……Yes欄の□に✓を記入
取り組んでいない項目には……No欄の□に✓を記入
該当しない項目……該当なしの欄の□に✓を記入
 - ❖ チェック項目のレベル数値欄が網掛けの項目（認証基準）は、すべてYesになっている必要があります。（認証基準でも、該当しない項目には「該当なし」にチェックしてください。）
 - ❖ Yesの項目の内、右欄に「表～」と記載のある場合は、必ず、該当する表を記入して提出してください。
 - ❖ **複数事業所を一括して申請する場合**
 - ① チェックリスト（P.1～2）……全事業所をとりまとめて1部のみ作成します。
網掛けの項目（認証基準）は、すべての事業所で取り組んでいる必要がありますが、網掛けの項目以外は、取り組んでいる事業所が一か所でもあればYes欄に✓を記入できます。
 - ② 表1～5（P.3～9）……

{	* 全事業所をとりまとめて1部作成	}	どちらでも可。
	* 各事業所 別々に作成		

↓
この場合は
(各表の右上枠内に、事業所名を明記します……略称で可)
- ◎ **申請書、チェックリスト、表は、ステープラー（ホチキス）で留めないでください。
また、穴開け・ファイリング等もせず、申請書類のみをご郵送ください。**

チェックリスト記入表（倉庫・港湾運送）

記入例

チェック項目の内容が貴社の取組にあてはまる場合はYes欄に✓を、あてはまらない場合はNo欄に✓を、

該当しない場合は該当なし欄に✓を記入してください。

すべてのチェック項目でYes、No、該当なしのいずれかを選択してください。
網掛けの認証基準項目だけにチェックするのは不可です。

1. 環境保全のための仕組み・体制の整備

Yes	No	該当なし	レベル	認証基準	表
1-1【環境方針】					
☒	☐	-	[1]	会社、事業所等の環境保全への取組を示す環境方針を策定しており、環境方針には法規制の遵守など基本的な取組が示されている	
☐	☒	-	[2]	環境方針には法規制遵守に加えて自主的・積極的な取組を定めている	
☐	☒	-	[3]	環境方針は、環境保全への取組状況をもとに、定期的な見直し、改善を行っている	
1-2【環境行動計画の作成・見直し】					
☒	☐	-	[1]	現状の環境保全活動への取組状況に関する評価結果や、検討した取組の改善策を踏まえ、今後の目標や目標達成へむけた具体的な取組内容などを盛り込んだ行動計画を作成（見直し）している	
1-3【推進体制】					
☒	☐	-	[1]	環境保全に関する管理責任者及び必要に応じて環境保全を推進するための組織を定めている	
☒	☐	-	[2]	管理責任者や組織を従業員に周知し、役割、責任、権限を明確にしている	
☐	☒	-	[3]	取組の結果を見ながら、組織や役割、責任、権限の見直しを行っている	
1-4【従業員に対する環境教育】					
☒	☐	-	[1]	環境に関わる法規制や行政指導の内容等を従業員に伝達している	
☒	☐	-	[2]	環境意識の向上を図るため、環境方針の徹底や環境に関する一般的な情報の伝達等を定期的に行っている	

2. エネルギー効率の向上(1/2)

Yes	No	該当なし	レベル	認証基準	表
2-1【電気使用原単位等に関する定量的な目標の設定等】					
☒	☐	-	[1]	電気及び燃料の使用状況について把握している	表1
☒	☐	-	[2]	電気使用原単位及び燃料使用原単位等に関して定量的な目標を設定している	表2
☒	☐	-	[2]	電気使用原単位および燃料使用原単位等に関する定量的な目標を達成するため、業務を効率的に進めるための計画を策定している	
☐	☒	-	[3]	業務の効率化の取組状況や取組結果に基づいて、取組状況が改善するよう、取組の見直しを行う仕組みを設けている	
2-2【業務の効率化の実施体制】					
☒	☐	-	[1]	業務の効率化を推進するための責任者を定めている	
☒	☐	-	[1]	従業員に対して、業務の効率化に関する基礎的な知識についての教育・指導を行っている	表3
☒	☐	-	[3]	従業員に対して、電気使用原単位および燃料使用原単位等の管理結果をもとに、電気使用原単位および燃料使用原単位等が向上するよう指導を行っている	
2-3【省エネ設備・機器の導入】（事務所に限るものは除く）					
☒	☐	-	[1]	省エネ設備・機器にどのようなものがあるか把握している	
☐	☐	☒	[1]	（冷蔵倉庫関係のみ認証基準となります）省エネ設備・機器を導入している	表4
☐	☒	-	[2]	省エネ設備・機器を導入するための計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる	表4
☐	☒	-	[3]	省エネ設備・機器を導入した結果を確認し、省エネ設備・機器の導入に役立てている	

★審査申請する場合は、認証基準（レベル欄が網掛けになっている項目）がすべて「Yes」でなければなりません。

冷蔵倉庫をお持ちでない場合は、該当なしを選択してください。

2. エネルギー効率の向上(2/2)

Yes	No	該当なし	レベル	認証基準	表
2-4【施設及び設備の保守点検】					
☒	☐	-	[1]	施設及び設備の保守点検について、責任者を任命している	
☒	☐	-	[2]	施設及び設備の保守点検を定期的 to 実施し、老朽化、破損、故障、整備不良等によるエネルギーロスを削減している	
☐	☒	-	[2]	施設及び設備の保守点検に関する実施計画を作成し、これに基づき実施すると共に、その結果を把握し、記録している	
☐	☒	-	[3]	施設及び設備の保守点検の実施状況や実施結果に基づき、取組状況が改善するよう、取組の見直しを行う仕組みを設けている	

3. 廃棄物の発生抑制、適正処理及びリサイクルの推進

発生抑制、再利用、リサイクル、適正処理の4項目についての教育指導が必要です。

Yes	No	該当なし	レベル	認証基準	表
3-1【従業員に対する廃棄物に関する教育】					
☒	☐	-	[1]	廃棄物の発生抑制（発生量削減）、再使用（繰り返し利用）、リサイクル（再生利用＝再資源化）及び適正処理の推進について、従業員に対して指導を行っている	
3-2【廃棄物の適正処理】					
☒	☐	-	[1]	事業活動に伴って発生するダンボール、プラスチック、木屑、穀物残さ等の廃棄物の処理に際して、適正処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している	
☒	☐	-	[1]	荷役機械（フォークリフト等）の使用に伴い発生する廃油、廃タイヤ、廃バッテリー等の処理に際して、適正処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している	
3-3【廃棄物の発生抑制、リサイクル】					
☒	☐	-	[1]	廃棄物の発生状況について把握している	表5
☒	☐	-	[2]	廃棄物の発生抑制やリサイクルの少なくともいずれかに関して定量的な目標を設定している	表5
☐	☒	-	[2]	廃棄物の発生抑制やリサイクルの少なくともいずれかの目標達成のための具体策を策定し、実施している	
☐	☒	-	[3]	廃棄物の発生抑制やリサイクルの少なくともいずれかに関する取組状況や取組結果に基づいて、取組状況が改善するよう、取組の見直しを行う仕組みを設けている	

4. 管理部門（事務所）における環境保全の推進

Yes	No	該当なし	レベル	認証基準	表
4-1【管理部門（事務所）における環境保全】					
			[1]	事務所内での環境保全の取組について、従業員に周知している	
☒	☐	-		・エコマーク製品等を優先的に購入する	
☒	☐	-		・不必要な照明の消灯を徹底する	
☒	☐	-		・空調機器を適正温度に設定する	
☒	☐	-		・コピー用紙等の紙使用量削減に努める	
☒	☐	-		・分別回収ボックスを設置し、分別回収に努める	
☒	☐	-		・使い捨て製品の購入を控える	
☒	☐	-	[2]	事務所内でのエネルギー使用量、廃棄物排出量の削減について、目標を設定している	
☐	☒	-	[3]	事務所内でのエネルギー使用量、廃棄物排出量の削減についての取組状況を目標に照らして評価し、取組状況が改善するよう、取組の見直しを行う仕組みを設けている	

左記の6項目を実際 to 実施しているかは問いませんが、少なくとも環境保全にとって大切なことを、情報として従業員に伝えていることが必要です。

■表1(倉庫業者用)

- 電気及び燃料の使用状況について把握している[レベル1]＜認証項目＞
→ 使用状況を次の表に記入してください。

記入上の注意:

- ① 前期一年間の使用実績を記入してください。これは表2で原単位の今期目標を設定する基となります。
- ② 「把握対象期間」には、実績を把握した前期の期間を記入してください。
- ③ 「電気使用原単位(D)」及び「燃料使用原単位(E)」欄の値は、表2における「電気使用原単位の目標」
「前期実績(A)」欄へ転記する値となります。
- ④ 両事業一括申請の場合は、対象事業所について、港湾運送事業の「埠頭名」、「施設名称又は使用機器

記入例

各事業所で別々に作成する場合に記入
(略称で構いません)

実績把握対象期間 (2020 年 4 月 ~ 2021 年 3 月)															
(事業所名称及び) 倉庫の種類 ※1	事業 一括申 請事業 所には ○を 記入	倉庫の名称 ※2	所管容量 (冷蔵倉庫) 又は 所管面積 (その他倉庫)	単位 m3 又は m2	使用 エネルギー (種類)	入出庫量等 ※3		電気使用量		燃料使用量 C (L, Kg, 等)→単位	電気使用 原単位 D=B/A	燃料使用 原単位 E=C/A	二酸化炭素 排出係数※4 F	二酸化炭素 排出量 G=B×F又はO×F Kg	二酸化炭素 排出原単位 H=G/A
						A 単位 (ton)	B kWh								
東京営業所	2	東倉庫、西倉庫	1,650.00	m2	電気	1,233.00	6	354.00			0.2871		0.470	166.38	0.1349
普通倉庫		定温1号、2号倉庫	844.00	m2	軽油	1,233.00			61.00 L		0.0495		2.580	157.38	0.1276
千葉営業所	○				電気	2,588.00	6	241.00			0.0931		0.470	113.27	0.0438
普通倉庫	3	出洲海浜倉庫1号、2号 出洲1号、2号上屋	685.00	m2	軽油	2,588.00			98.00 L		0.0379		2.580	252.84	0.0977
千葉港出洲埠頭					LPG	2,588.00			52.00 L		0.0201		1.670	86.84	0.0336
					ガソリン	2,588.00			124.00 L		0.0479		2.320	287.68	0.1112
							6								
		会社(事業所)全体				3,821.00		595.00	-		0.1557	-	-	1,064.39	0.2786

(※1) 記入例： (千葉営業所) 普通倉庫

(※4) 二酸化炭素排出係数

電気(一般電)	0.470 kg/kWh	—	—
軽油	2.58 kg/L	灯油	2.49 kg/L
ガソリン	2.32 kg/L	A重油	2.71 kg/L
都市ガス	2.23 kg/Nm ³	B・C重油	3.00 kg/L
LPG(液体)	3.00 kg/kg 又は 1.67 kg/L (LPG: 1kg=1.795L)		
LPG(気体)	7.81 kg/m ³ (LPG: 1kg=0.384m ³)		

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」(算定省令)

に定める算定方法及び係数による。

電気については環境省公表「代替係数」(R3.1.7)を使用。

LPG(L, m3)については「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省、経産省)及び「プロパン、ブタン、LPガスのCO2排出原単位に係るガイドライン」(日本LPガス協会)に基づき換算。

(※3) 単位は業務のエネルギー効率を把握しやすいものを事業者が任意に設定してください(トン、所管容積、

1 1ヶ月以上の実績期間が必要です。

表1で把握した実績を基にして、表2で定量的な目標を設定します。

2 倉庫業または港湾運送事業のいずれか一方の認証登録申請の場合は、該当する事業に関する施設等の明細を記入してください。

3 倉庫業及び港湾運送事業の一括申請の場合は、倉庫に関する明細と、港湾に関する明細の両方を記入してください。

4 事業所で管理する全ての倉庫に関して、また、施設を限定している場合はその限定施設（倉庫）に関して以下を記入してください。

- 冷蔵倉庫：所管容積（m3）
 - 冷蔵倉庫以外の倉庫：所管面積（m2）
- 兼業の場合の港湾運送については記入不要です。

5 原単位を計算（管理）するための分母となる数量の単位を記入してください。（トン(t)、容積(m3)など）
営業量を反映しエネルギー効率の管理がしやすいものを使います。

6 事業所ごとの入出庫量、取扱量等の合計を記入してください。
両事業兼業の場合は、倉庫の入出庫量及び港湾の取扱量等の合計を記入してください。

表1と表2に記入する「期間」と表相互の関係

（例：管理年度が4月～翌年3月までの場合）



■表2(倉庫業者用)

□ 電気使用原単位及び燃料使用原単位等に関して定量的な目標を設定している[レベル2]＜認証項目＞
→ 現在の目標(改善率)と、その目標を掲げて取り組む期間を下表に記入してください。

記入例

記入上の注意:

- ① 「前期実績(A)」欄には、表1の「電気使用原単位(D)」及び「燃料使用原単位(E)」欄の値をそれぞれ転記してください。(今期目標を決める基となります。)
- ② 「今期目標(C)」欄には、原単位に関して「前期実績」に基づき設定した今期(現在を含む一年間)の目標値を記入してください。
- ③ 「目標設定期間」には、目標を設定して実現に取り組んでいる今期(現在)の期間を記入してください。
- ④ その他欄には、任意で設定している目標があれば記入してください。

④ その他欄には、任意で設定している目標があれば記入してください。

1

目標設定期間 (2021 年 4 月 ~ 2022 年 3 月)											
(事業所名称及び) 倉庫の種類	倉庫の名称	使用 エネルギー (種類)	電気使用原単位の目標			燃料使用原単位の目標			その他 (二酸化炭素提出原単位)		
			前期実績 (表1)	改善率 %	今期目標	前期実績 (表1)	改善率 %	今期目標	前期実績	改善率 %	今期目標
			A	B	C	A	B	C	A	B	C
東京営業所	東倉庫、西倉庫	電気	0.2871	1.0	0.2842				0.1611	1.0	0.1595
普通倉庫	定温1号、2号倉庫	軽油				0.0495	1.0	0.0490	0.1278	1.0	0.1265
千葉営業所											
普通倉庫	出洲海浜倉庫1号、2号	電気	0.0931	1.0	0.0922				0.0522	1.0	0.0517
千葉港出洲埠頭	出洲1号、2号上屋	LPG				0.0379	1.0	0.0375	0.0977	1.0	0.0967
						0.0201	1.0	0.0199	0.0336	1.0	0.0333
		ガソリン				0.0479	1.0	0.0474	0.1112	1.0	0.1101
										5	

(注) 改善率 B = (A-C) ÷ A × 100

1

グリーン経営に取り組むための管理年度で、申請日現時点を含む今期です。（表 1 参照）
そのため認証申請時点では、ここで立てた原単位に関する目標の取組が開始されている必要があります。
なお、期間は任意ですが会社の管理年度にあわせた1年単位が望ましいです。

2

表 1 で把握した過去（前期）の原単位に関する実績を転記してください。
EXCEL版では自動的に表 1 で算出した値を表示します。

3

原単位の削減率を設定して入力してください。

4

エネルギー別に今期目標とする原単位の数値を設定します。
EXCEL版では 3 に改善率を入力すると表1のデータを使って自動で算出されます。

5

「その他」の記入は任意、入力しなくても構いません。

表1 (港湾運送事業者用)

□ 電気及び燃料の使用状況について把握している[レベル1] < 認証項目 >
→ 使用状況を次の表に記入してください。

記入上の注意

- ① 前期一年間の使用実績を記入してください。これは表2で原単位の今期目標を設定する基となります。
- ② 「把握対象期間」には、実績を把握した前期の期間を記入してください。
- ③ 「電気使用原単位(D)」及び「燃料使用原単位(E)」欄の値は、表2における「電気使用原単位の目標」及び「燃料使用原単位の目標」欄の「前期実績(A)」欄へ転記する値となります。
- ④ 両事業一括申請の場合は、対象事業所について、倉庫の「倉庫の種類」、「倉庫の名称」、「所管容積又は所管面積」も記入してください。

各事業所で別々に作成する場合に記入
(略称で構いません)

記入例

実績把握対象期間 (2020 年 4 月 ~ 2021 年 3 月)														
(事業所名称及び) 埠頭名 ※1	両事業 一括申 請事業 所には 〇を 記入	施設名称又は使用機器 ※2	所管容積 (冷蔵倉庫) 又は 所管面積 (その他倉庫)	単位 m3 又は m2	使用 エネル ギー 種類	取引量 ※3 A	電気使用量		燃料使用量 C	電気使用 原単位 D=B/A	燃料使用 原単位 E=C/A	二酸化炭素 排出係数※4 F	二酸化炭素 排出量 G=B×F又はC×F	二酸化炭素 排出原単位 H=G/A
							B	kWh						
神戸営業所		摩耶東1号、2号上屋			電気	1,254.00	357.00			0.2847		0.470	167.79	0.1338
神戸港摩耶ふ頭		摩耶西5号、7号上屋			軽油	1,254.00		47.00	L		0.0375	2.580	121.26	0.0967
					ガソリン	1,254.00		246.00	L		0.1962	2.320	570.72	0.4551
千葉営業所	○				電気	3,257.00	1,377.00			0.4228		0.470	647.19	0.1987
普通倉庫		出洲海浜倉庫1号、2号	685.00	m2	軽油	3,257.00		99.00	L		0.0304	2.580	255.42	0.0784
千葉港出洲ふ頭		出洲3号、4号上屋			LPG	3,257.00		46.00	L		0.0141	1.670	76.82	0.0236
						4,511.00	1,734.00		-	0.3844	-	-	1,839.20	0.4077
会社(事業所)全体														

(※1) 記入例： (関東営業所) 千葉出洲埠頭
(関西支店) 夢洲コンテナ埠頭

(※2) 記入例： 出洲2号上屋
夢洲物流センター

(※3) 単位は業務のエネルギー効率を把握しやすいものを
事業者が任意に設定してください (トン、m3、個、TEU等)

(※4) 二酸化炭素排出係数

電気 (一般電)	0.470 kg/kWh		
軽油	2.58 kg/L	灯油	2.49 kg/L
ガソリン	2.32 kg/L	A重油	2.71 kg/L
都市ガス	2.23 kg/Nm3	B・C重油	3.00 kg/L
LPG(液体)	3.00 kg/kg 又は 1.67 kg/L (LPG: 1kg=1.795L)		
LPG(気体)	7.81 kg/m3 (LPG: 1kg=0.384m3)		

・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく特定排出者の事業
活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(「算定省令」)
に定める算定方法及び係数による。
・電気については環境省公表「代替係数」(R3.1.7)を使用。
・LPG(L, m3)については「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」
(環境省、経産省)及び「プロパン、ブタン、LPガスのCO2排出原単位
に係わるガイドライン」(日本LPガス協会)に基づき換算。

1

1ヶ月以上の実績期間が必要です。

表1で把握した実績を基にして、表2で定量的な目標を設定します。

2

港湾運送事業または倉庫業のいずれか一方の認証登録申請の場合は、該当する事業に関する施設等の明細を記入してください。

3

港湾運送事業及び倉庫業の一括申請の場合は、港湾に関する明細と、倉庫に関する明細の両方を記入してください。

4

事業所で管理する全ての倉庫に関して。また、施設を限定している場合はその限定施設（倉庫）に関して以下を記入してください。

- 冷蔵倉庫：所管容積（m3）
- 冷蔵倉庫以外の倉庫：所管面積（m2）

兼業の場合の港湾運送については記入不要です。

5

原単位を計算（管理）するための分母となる数量の単位を記入してください。（トン(t)、容積(m3)など）
営業量を反映しエネルギー効率の管理がしやすいものを使います。

6

事業所ごとの入出庫量、取扱量等の合計を記入してください。
両事業兼業の場合は、港湾の取扱量及び倉庫の入出庫量等の合計を記入してください。

表1と表2に記入する「期間」と表相互の関係
(例：管理年度が4月～翌年3月までの場合)

申請書提出

2020年4月 → 2021年3月

2021年4月 → 2022年3月

2022年4月 →

前期
実績把握期間
表1

今期
目標取組期間
表2

来期

■表2(港灣運送事業者用)

☐ 電気使用原単位及び燃料使用原単位等に関して定量的な目標を設定している[レベル2]＜認証項目＞

→ 現在の目標(改善率)と、その目標を掲げて取り組む期間を下表に記入してください。

記入例

記入上の注意:

- ① 「前期実績(A)」欄には、表1の「電気使用原単位(D)」及び「燃料使用原単位(E)」欄の値をそれぞれ転記してください。(今期目標を決める基となります。)
- ② 「今期目標(C)」欄には、原単位に関して「前期実績」に基づき設定した今期(現在を含む一年間)の目標値を記入してください。
- ③ 「目標設定期間」には、目標を設定して実現に取り組んでいる今期(現在)の期間を記入してください。
- ④ その他欄には、任意で設定している目標があれば記入してください。

[illegible]

(注) 改善率 $B = (A - C) \div A \times 100$

1

グリーン経営に取り組むための管理年度で、申請日現時点を含む今期です。（表 1 参照）
そのため認証申請時点では、ここで立てた原単位に関する目標の取組が開始されている必要があります。
なお、期間は任意ですが会社の管理年度にあわせて1年単位が望ましいです。

2

表 1 で把握した過去（前期）の原単位に関する実績を転記してください。
EXCEL版では自動的に表 1 で算出した値を表示します。

3

原単位の削減率を設定して入力してください。

4

エネルギー別に今期目標とする原単位の数値を設定します。

3

EXCEL版では 3 に改善率を入力すると表1のデータを使って自動で算出されます。

5

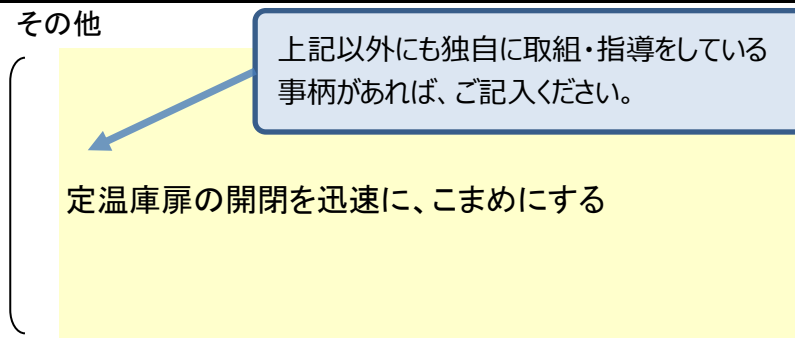
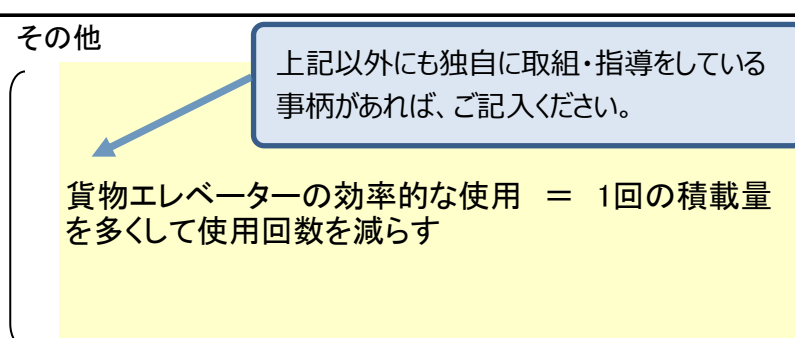
「その他」の記入は任意、入力しなくても構いません。

表3

記入例

□ 従業員に対して、業務の効率化に関する基礎的な知識についての教育・指導を行っている[レベル1]
 <認証項目>

→ 教育・指導を行っている取組内容に✓をつけてください。

	取組	記入欄
倉庫・上屋関係	貨物の適正な配置管理	☒
	不要照明の消灯	☒
	過冷却運転防止対策	☐
	その他 	☒
荷役機械関係（フォークリフト等）	作業中以外は、アイドリングストップに心がける	☒
	タイヤの空気圧を適正にする	☒
	急な発進・停止・旋回をしない	☐
	その他 	☒

※上記の項目のうち1項目でも基礎的な知識についての教育・指導を行っている場合はレベル1となります。

記入例

表4

- (冷蔵倉庫関係のみ認証基準となります) 省エネ設備・機器を導入している[レベル1]＜認証項目＞
→ 導入している装置を下表に記入してください。
- 省エネ設備・機器を導入するための計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる[レベル2]
→ 導入計画を下表に記入してください。

装置 (進相コンデンサ、 高効率トランス等)	現在の状況						今後の導入計画					
	導入可能な 機器の台数		導入実績 台数		導入率		追加導入 計画台数		導入率		時期 (いつまでに)	
	A		B		C=B/A×100		D		E=(B+D) /A×100		F	
進相コンデンサ	4	台	3	台	75.0	%	1	台	100.0	%	20XX年度中	
高効率トランス	4	台	3	台	75.0	%	1	台	100.0	%	20XX年度中	
デマンドコントローラー	1	台	1	台	100.0	%		台		%		
インバーター (エレベーター)	3	台	2	台	66.7	%		台		%		
断熱オーバーヘッド スライダー	42	台	10	台	23.8	%	10	台	47.6	%	20XX年度中	
ソックダクト	4	台	1	台	25.0	%		台		%		
断熱性塗料 (倉庫屋根)	4	台	1	台	25.0	%		台		%		
		台		台		%		台		%		

冷凍・冷蔵倉庫を営業している場合は認証基準になりますので、必ず記入してください。
それ以外の場合は表を記入する必要はありません。

※認証基準項目ではありませんので、取り組まれていなくても認証を取得できます。

■表5

□ 廃棄物の発生状況について把握している[レベル1]＜認証項目＞
→ 把握している廃棄物の発生状況を、下表に記入してください

記入例

□ 廃棄物の発生抑制やリサイクルの少なくともいずれかに関して定量的な目標を設定している[レベル2]
→ 目標を設定している場合は、下表の右側に記入してください。

2 廃棄物の種類 (プラスチック、 木くず、 ダンボール、等)	3 廃棄物の発生状況		4 廃棄物の発生抑制・リサイクルの今期目標					
	3 実績把握期間		取組期間					
	(2020年4月 ～2021年3月)		(2021年4月～2022年3月)					
	発生量		リサイクル率(%)					
	前期発生量 (ton,kg,m3,L等)→	単位	前期実績 A	改善率(%) B	今期目標 C	前期実績 D	改善率(%) E=F-D	今期目標 F
プラスチック	235.0	kg	235.0	3.0	228.0	74.9	10.0	84.9
木くず	475.0	kg	475.0	3.0	460.8	70.1	10.0	80.1
ダンボール	258.0	kg	258.0	3.0	250.3	100.0	0.0	100.0
紙	26.0	kg	26.0	0.0	26.0	100.0	0.0	100.0
金属	124.0	kg	124.0	0.0	124.0	100.0	0.0	100.0
一般混合物	144.0	kg	144.0	3.0	140.7			
全体(事業所)	1,262.0		1,262.0	2.6	1,228.6	72.7	10.0	82.7

【参考】リサイクル率計算表 (※この表は印刷されません)		
前期 廃棄物 発生量	前期 リサイクル 処理量	前期 リサイクル率 (%)
235.0	176.0	74.9
475.0	333.0	70.1
258.0	258.0	100.0
26.0	26.0	100.0
124.0	124.0	100.0
144.0		
1,262.0	917.0	72.7

(注)発生量の改善率 B=(A-C)÷A×100

- 発生量の抑制目標およびリサイクル目標の設定には、以下のようないくつかの方法があります。自社のやりやすい方法で設定してください。
 - 品目ごとに目標を設定する
 - 全体(事業所)で目標を設定する
 - 上記の両方で目標を設定する など

- ・貨物の取り扱いによって生じる廃棄物及び廃油など、自社で交換することで荷役機器から生じる廃棄物の排出量を把握します。
・事業所から生じる廃棄物も本来管理の対象とすべきものですが、その量を把握していなくても申請は可能です。

- 1ヶ月以上の実績期間が必要です。一般的には表1で把握した実績期間と同じです。

- ※認証基準項目ではありませんので、取り組まれていなくても認証を取得できます。

- ・前期の発生量やリサイクル率を、今期に何%削減する(したい)かご記入ください。
・今期の目標が前期実績と同じ現状維持の場合、改善率は「0%」になります。

- 事業所全体で前期の発生量やリサイクル率を何%削減する(したい)かご記入ください。
エクセル版では発生量の自動計算になっています。

3. 認証料金

認証取得のためには、審査に合格した後に、以下の所定料金をお支払いください。

■ 料金

(1) 審査料金（交通費以外は消費税別）

① 初回審査料…「現地審査料」＋「書類審査料」

現地審査料	=	85,000 円	×	現地審査事業所数
兼業現地審査料	=	17,000 円	×	兼業の現地審査事業所数
書類審査料	=	3,000 円	×	書類審査事業所数
兼業書類審査料	=	3,000 円	×	兼業の書類審査事業所数

なお、事業所間が近接（移動時間 30 分以内）し、1 日で 2 ヶ所の事業所を現地審査可能な場合は、2 ヶ所目の現地審査料は 35,000 円になります。

② 交通費…実費（上限 30,000 円／1 往復）

③ 宿泊料…1 泊 12,000 円（複数の事業所を審査するため宿泊が必要な場合のみ）

④ 割引等…更新審査料は、申請 1 件当たり 2,000 円減額します。

(2) 登録料金等（消費税別）

① 登録証発行料 … 5,000円 ×（事業所数＋兼業事業所数） （新規登録時のみ）

② 定期審査料 … 15,000円（1ヶ所目） … 3,000円 ×（2ヶ所目以降の事業所数＋兼業事業所数）

③ 登録維持料 … 20,000円（1ヶ所目） … 4,000円 ×（2ヶ所目以降の事業所数＋兼業事業所数）

④ 指導・情報提供料等 … 30,000円（1ヶ所目） … 6,000円 ×（2ヶ所目以降の事業所数＋兼業事業所数）

⑤ 割引等…更新審査料は、申請 1 件当たり 2,000円減額します。

■ 支払い方法

(1) 新規登録時、2 年ごとの更新時に上記の料金を一括してお支払いいただきます

(2) 不合格となった場合は、「料金（1）項」の審査料金のみお支払いいただきます。

なお、認証料金については、将来において適時適切に見直しを行うこととしております。

■ 認証料金の事例

(消費税及び交通費は別途、宿泊料が不要な場合)

(1) 単独事業認証登録の場合の料金計算例

例1：申請が1事業所で現地1ヶ所を審査した場合（登録1ヶ所）
155,000 円（＝審査料金 85,000 円＋登録料金等 70,000 円）

例2：申請が2事業所で現地1ヶ所を審査した場合（登録2ヶ所）
176,000 円（＝審査料金 88,000 円＋登録料金等 88,000 円）

例3：申請が4事業所で現地2ヶ所を1日で審査した場合（登録4ヶ所）
250,000 円（＝審査料金 126,000 円＋登録料金等 124,000 円）

例4：申請が4事業所で現地2ヶ所を2日で審査した場合（登録4ヶ所）
300,000 円（＝審査料金 176,000 円＋登録料金等 124,000 円）

(2) 2事業（兼業）一括認証登録の場合の料金計算例

例1：申請が1事業所で兼業、現地1ヶ所を審査した場合（登録1ヶ所）
190,000 円（＝審査料 102,000 円＋登録料等 88,000 円）

例2：申請が2事業所でいずれも兼業、現地1ヶ所を審査した場合（登録2ヶ所）
232,000 円（＝審査料金 108,000 円＋登録料金等 124,000 円）

例3：申請が4事業所で兼業が1事業所、兼業現地1ヶ所と単独事業現地1ヶ所を1日で審査した場合（登録4ヶ所）
285,000 円（＝審査料金 143,000 円＋登録料金等 142,000 円）

例4：申請が4事業所で兼業が2事業所、兼業現地1ヶ所と単独事業現地1ヶ所を2日で審査した場合（登録4ヶ所）
356,000 円（＝審査料金 196,000 円＋登録料金等 160,000 円）